

平成 年 月 日

日本映像ソフト制作・販売倫理機構 殿

会社名

所在地

代表者

社印及び
代表者印

誓 約 書

日本映像ソフト制作・販売倫理機構に加入するに当たり、次のことを誓約します。これに反した場合には、本機構定款第 10 条第 2 項による処分を甘受し、一切の異議申し立ては致しません。

記

- 1 審査員の判定、指示は尊重すること。
- 2 非会員及び資格の停止、制限の処分を受けた会員に代わって受審し、又は映像ソフト審査済シールの交付を受ける等の代理行為を行わないこと。
- 3 名義貸しをしないこと。
- 4 理事会の承認を得ないで、他の審査団体に加入し、又は受審しないこと。
- 5 本機構の審査を受けないで映像ソフトを販売等しないこと。
- 6 本機構の審査済作品と未審査の作品又は一定の基準で審査されたと認められない作品が混合している作品は、そのすべてについて審査を受けること。
- 7 審査済作品を改編する場合は、改めて審査を受けること。
- 8 映像ソフト以外のパッケージ、ポスター、パンフレット、チラシ、その他に使用する写真、絵等についても、事前に審査を受けること。
- 9 制販倫理マーク及び映像ソフト審査済シールを不正に使用しないこと。
- 10 退会するときは、在庫の映像ソフト審査済シールを返納すること。
- 11 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と取引をし、又は交際するなどの不適切な関係をもたないこと。
- 12 児童ポルノに係る法令及びその他の法規範を順守すること。
- 13 出演者の年齢は、作品撮影時において 18 歳以上であること。
- 14 その他、本機構の定款、規程、要綱、細則及び倫理基準等の規定に反する行為をしないこと。

以 上